

今年度の地域審議会を進め方について

1 地域審議会について【資料 参照】

「地域審議会の設置に関する協議書」の規定により、地域審議会は、合併市町村基本計画に関する事項などについて、市長の諮問に応じて審議し、答申することや、地域の施策等について、市長に対し意見を述べることができるとされています。

2 これまでの地域審議会の審議事項について

年度	審議内容等	スタイル
平成 20 年度	市総合計画策定に向けたまちづくりの基本的方向について	答申
平成 21 年度	村上地区における地域活性化について	意見
平成 22 年度	村上地区まちづくり協議会設置に向けての意見 ・地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について ・地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について	意見
平成 23 年度	(仮) 定住の里づくりアクションプラン（素案）について	答申
平成 24 年度	「定住の里づくりアクションプラン」の中の、「各地域で特に取り組むべき施策の方向性」について	意見
平成 25 年度	地域活性化推進事業（地域審議会提案事業）について	提案

3 今年度の地域審議会について

今年度は、第2次総合計画の策定に向けての準備体制を構築していく必要があることから、下記の内容で開催し、意見をいただく予定です。

また、地域活性化推進事業についても、次年度実施に向け、併せて審議していくこととなります。

【今後の開催予定等】

開催回数及び月日	審議内容等
平成 26 年第 1 回 6 月 4 日	人口減少対策について（人口減少問題対策「チャレンジプラン」の説明及び意見聴取）
平成 26 年第 2 回(7~8 月)	第 2 次総合計画の策定方針及び策定スケジュールの説明
平成 26 年第 3 回(10~11 月)	第 1 次総合計画の中間総括、市民アンケート内容の説明
平成 26 年第 4 回(2~3 月)	市民アンケートの調査結果報告
平成 27 年第 1 回(5~6 月)	合併市町村基本計画未実施事業の取り扱いについて①
平成 27 年第 2 回(7~8 月)	第 2 次総合計画基本構想・基本計画について（諮問） 合併市町村基本計画未実施事業の取り扱いについて②
平成 27 年第 3 回(10~11 月)	第 2 次総合計画基本構想・基本計画について（答申）
平成 27 年第 4 回(2~3 月)	新しい公共について（意見交換）
平成 28 年及び 29 年度	合併市町村基本計画の総括、地域審議会のあり方について

※上記日程は総合計画策定作業の進捗状況により変更される場合があります。